

和歌山市固定資産航空写真撮影等業務 特記仕様書

第 1 章 総則

第1条 (目 的)

本業務は、和歌山市の固定資産税に係わる課税客体（土地・家屋）の現況把握を目的とし、適正・均衡及び公平な課税を実施するため、市行政区域内について航空写真撮影を行い、その作業内容を定める。

第2条 (適用範囲)

本仕様書は、和歌山市（以下「甲」という。）が実施する「和歌山市固定資産航空写真撮影等業務」（以下「本業務」という。）について適用され、受託者（以下「乙」という。）が執行しなければならない一般的事項を定めたものである。

第3条 (準拠する関係法令等)

本業務の実施にあたっては、本仕様書によるほか、下記の関係法令によるものとする。

- (1) 地方税法（昭和 25 年 法律第 226 号）
- (2) 不動産登記法（明治 32 年 法律第 24 号）
- (3) 不動産登記令
- (4) 地価公示法
- (5) 固定資産評価基準
- (6) 測量法（昭和 24 年法律第 188 号）
- (7) 航空法（昭和 27 年法律第 231 号）
- (8) 国土交通省「公共測量作業規程の準則」
- (9) 経済産業省「システム監査基準」「電子計算機システム安全対策基準」
- (10) 固定資産現況調査標準仕様書（財団法人 資産評価システムセンター）
- (11) 和歌山市契約規則及び財務規則並びに和歌山市公共測量作業規程
- (12) 個人情報保護法
- (13) その他の関係法令及び規程等

第4条 (関係官公署等への手続き・折衝)

本業務遂行のための関係官公署若しくは関係者への手続き又はこれらとの折衝が必要な場合は、甲乙協議の上、乙の責任において速やかに処理し、甲に手続きの写しを提出するものとする。

第5条 (実施要項)

本業務を実施するにあたっては甲の意図及び目的を十分理解した上で、経験豊かな主任技術者を定め、適切な人員を配置して最高技術を発揮するよう努力するとともに正確かつ丁寧

にこれを行い、甲が定める担当職員と常に密接な連絡をとり、その指示に従うものとする。

なお、主任技術者は測量法第 49 条の規定に従い登録された測量士又は測量士補の有資格者とする。

第6条 （製品仕様書案の提出）

乙は、本業務で得ようとする測量成果の種類、内容、構造、品質等を示す仕様書案を甲に示し、承認を得るものとする。また、製品仕様書は「地理情報標準プロファイル Japan Profile for Geographic Information Standards(JPGIS)」(以下「JPGIS」という。)に準拠するものとする。

第7条 （提出書類）

本業務の実施にあたって、乙は契約締結後 10 日以内に次の書類を甲に提出して、甲の承諾を得るものとする。

- (1) 業務着手届
- (2) 現場代理人及び主任技術者届（経歴書を含む）
- (3) 作業実施計画書
- (4) 作業工程表
- (5) 製品仕様書案
- (6) その他、甲の指示する書類

第8条 （業務報告）

乙は、甲が必要と認めたときは、業務の途中経過をその都度報告するとともに、その指示に従うものとする。また、甲は作業工程において必要に応じて適時立入検査を行うことが出来るものとし、業務責任者の立会いのもとで行うものとする。

第9条 （貸与資料の保管）

乙は、甲から貸与される資料等について必ず借用書を提出し、その重要性を認識し良識ある判断に基づき資料の破損、滅失及び盗難事故のないように取り扱い、使用後は速やかに返却するものとする。

第10条 （損害賠償）

乙は、業務遂行中に生じた諸事故等に対して一切の責任を負い、発生原因、経過、被害内容の状況を報告し甲の指示に従うものとする。

第11条 （竣工検査）

乙は、本業務の工程毎および業務完了後、甲の検査を受けるものとし、甲から仕様書の定めに適合しないものとして修正の指示があった場合は、速やかに修正を行い再検査の結果をもって完了とする。

第12条 （成果品の帰属）

本業務の成果品は、すべて甲の管理及び帰属とし、成果品に関する著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利を含む）は、成果品の納品をもって、全て本市に譲渡されるものとする。また、乙は成果品等を第三者に公表又は貸与してはならない。

第13条 （守秘義務）

乙は、本業務遂行上で知り得た資料の内容および関係情報については、第三者に漏らしてはならない。

第14条 （疑 義）

乙は、本業務実施中に甲と密に連絡をとり、本仕様書及び関係法規に明示されていない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議するものとする。

第15条 （工 期）

本業務の工期は、下記のとおりとする。

自 契約日

至 令和 9 年 2 月 5 日

第16条 （納入場所）

本業務の成果品の納入場所は、和歌山市資産税課とする。

第 2 章 業務概要

第17条 (業務概要)

本業務の概要は、下記のとおりとする。

(1) デジタル航空写真撮影

- ・ 撮影範囲 (和歌山市全域) 208.85k m²
- ・ 撮影地上解像度 12cm 程度
- ・ 簡易オルソ画像 (自動処理オルソ) 208.85 k m²

第 3 章 貸与資料

第18条 (貸与資料)

本業務を実施するにあたり、甲は乙に下記の資料を貸与するものとする。

- (1) 過年度納品データ 一式
- (2) その他必要とするもの

第 4 章 デジタル航空写真撮影

第19条 (要 旨)

本業務は、デジタルオルソの作成に必要な空中写真を効率的に撮影することを目的とする。なお、撮影にあたっては公共測量作業規程に準拠し、デジタル航空カメラや直接定位装置 (GNSS/IMU) 等の技術を活用して空中写真の撮影を行うものとし、国土地理院より公共測量の承認を得るものとする。

第20条 (撮影計画)

撮影計画は、撮影区域ごとに次の条件が考慮されていることを確認するものとする。

- (1) 地形等の状況により、実体空白部を生じないこと。
- (2) 撮影コースは、基準点の配置を考慮していること。
- (3) 同一コースは、直線かつ等高度であること。
- (4) 同一コース内の隣接空中写真との重複度は 60%、隣接コースの空中写真との重複度は 30%が確保されていること。なお、地形等の状況及び用途によって、同一コース内又は隣接コースのどちらについても、重複度を増加させること。
- (5) 撮影区域を完全にカバーするよう、撮影コースの始めと終わりの撮影区域外をそれぞれ最低 1 モデル以上撮影すること。
- (6) 撮影基準面は、原則として、撮影区域に対して一つを定めるが、比高の大きい区域にあっては、数コース単位に設定すること。
- (7) 対地高度は、地上画素寸法、素子寸法及び画面距離から求めること。撮影高度は、対地高度に撮影区域内の撮影基準面高又は平均標高も加えたものであること。

ること。

- (8) GNSS 基準局は近傍の電子基準点を使用するものとするが、撮影対象区域からそれぞれの電子基準点までの距離が、作業に必要な精度が得られること。
- (9) GNSS 衛星の数及び配置は、作業に必要な精度が得られること。
- (10) キネマティック GNSS 解析における整数値バイアスの決定方法は、GNSS 基準局と撮影対象区域の基線距離を考慮し、地上初期化方式と空中初期化方式から選択すること。
- (11) IMU 初期化飛行は、撮影の開始コース、終了コース及び撮影基準面が異なるコースを考慮し行うこと。
- (12) 撮影コース長は、IMU の蓄積誤差を考慮して概ね 15 分以内とすること。

第21条 (デジタル航空写真撮影)

デジタル航空写真撮影は、カラーで実施することとし、デジタルオルソ画像作成に必要な精度を確保できるものとする。

なお、撮影にあたっては、下記に定める事項を考慮して行うものとする。

- (1) 空中写真の撮影は地上解像度 12cm 相当とする。
- (2) 撮影にあたっては、デジタル航空カメラ (DMC またはそれと同等以上) を用いるものとする。カメラは、カラー画像、パナクロ画像、及び近赤外画像を直接取得するものとし、FMC を装備することとする。
- (3) 航空機には、空中直接定位システム (GNSS/IMU 装置) を搭載するものとする。
- (4) 撮影時に、地上 GNSS 基準局 (電子基準点) の GNSS 観測データ、航空機搭載の GNSS 観測データ及び IMU 観測データを取得するものとする。
- (5) 撮影後、撮影結果に基づき標定図を作成するものとする。作成する標定図は、原則として、PDF データファイル形式とし、背景は地理院地図を用いることとする。標定図には撮影年月日、撮影縮尺、撮影コース及びコース番号、写真主点等を記入するものとする。

第22条 (GNSS/IMU 計算)

GNSS/IMU 計算、撮影終了後、速やかに GNSS/IMU の解析計算を行うものとし、下記に定める事項を考慮して行うものとする。

- (1) GNSS 基準局及び航空機で取得した GNSS (GNSS 時間及び経度、緯度、高度) の GNSS 観測データを用いて、キネマティック GNSS 解析を行うものとする。
- (2) キネマティック GNSS 解析及び IMU (加速度 (北方向、東方向、鉛直下方向)、軌跡及び 3 軸の傾き) 観測データによる最適軌跡解析を行うものとする。
- (3) 最適軌跡解析結果よりオルソ画像作成に必要な外部標定要素を算出するものとする。また、算出したデータは、汎用的なフォーマットで作成するものとする。

第23条 (数値写真作成)

数値写真作成は、撮影終了後、速やかにカラー画像の合成を行うものとする。

- (1) 画像合成は、複数のパンクロ CCD カメラで取得した画像を合成し、RGB のカラー情報を付加してカラー画像を作成するとともに、色調補正を行うものとする。
- (2) 合成されたカラー画像には、撮影日、コース番号、写真番号等の情報を付加するものとする。
- (3) カラー合成画像のデータファイル形式は各色 8bit 以上の非圧縮 TIFF 形式とし、原画像としてハードディスクに格納するものとする。

第24条 (点 検)

点検は、GNSS/IMU 計算結果、数値写真について行い、再撮影の必要がある場合は、速やかに再撮影を行うものとする。

2. GNSS/IMU 計算結果に関する点検は、次の内容について行うものとする。
 - (1) GNSS 基準局及び航空機搭載の GNSS の作動及びデータ収録状況の良否
 - (2) サイクルスリップ状況の有無
 - (3) GNSS/IMU 撮影範囲の確保
 - (4) 計測高度及び計測コースの良否
 - (5) キネマティック GNSS 解析
 - ・ 撮影開始方向及び終了方向から解いた位置誤差：±0.3m 以内
 - ・ 位置の標準偏差の最大値：±0.15m 以内
 - (6) 最適軌跡解析
 - ・ 位置誤差の標準偏差の最大値：±0.1m 以内
3. 数値写真の点検は、写真処理及び数値写真の統合処理が終了後、次の内容について行うものとする。
 - (1) 撮影高度の適否
 - (2) 撮影主点及びコースの適否
 - (3) 実体空白部の有無
 - (4) 指標及び計器の明瞭度
 - (5) 写真の傾き及び回転量の適否
 - (6) 写真処理の良否
 - (7) 数値写真の統合処理の良否
 - (8) 画像の色調
 - (9) 図葉割に対する適否

第25条 (再撮影)

再撮影は、点検結果により必要がある場合は、速やかに行わなければならない。

2. 再撮影は、原則として、当該コースの全部について行うものとする。

第26条 （標定点測量）

本作業は、後続の同時調整作業のために数値写真上で明確に判読可能な地上構造物等を選定し、GNSS またはトータルステーション等により TS 点の設置に準じた観測で選定する。標定点の精度は地図情報レベル 1000 とする。設置にあたっては、撮影範囲の 4 隅及び中心の 5 点を標準とし、地形等を考慮して測量を行うものとする。

第 5 章 機材性能要件

第27条 （航空機）

航空機は、次の性能を有するものとする。

- （１） 撮影に必要な装備をし、所定の高度で安定飛行を行えること。
- （２） 撮影時の飛行姿勢、デジタル航空カメラの水平規正及び偏流修正角度のいずれにも妨げられることなく常に写角が完全に確保されていること。
- （３） GNSS のアンテナが機体頂部に取り付け可能であること。

第28条 （デジタル航空カメラ）

デジタル航空カメラは、次の性能を有するものを標準とする。

- （１） 撮像素子を装備し取得したデジタル画像を数値写真として出力できること。
 - （２） フレーム型とし所要の面積と所定の地上画素寸法を確保できること。
 - （３） 撮影に使用するフィルターと組み合わせた画面距離及び歪曲収差の検定値が 0.01mm 単位まで明瞭なものであること。
 - （４） 色収差が補正されたものであること。
 - （５） GNSS/IMU 装置を構成する IMU が装備されていること。
 - （６） ジャイロ架台を装備していること。
2. デジタル航空カメラの撮影素子は、次の性能を有するものを標準とする。
- （１） 破損素子が少ないこと。
 - （２） ラジオメトリック解像度は、赤、緑、青等の各色 12bit 以上であること。
 - （３） ノイズが少ない高画質の画像が出力できること。
3. デジタル航空カメラは、GNSS/IMU 装置のボアサイトキャリブレーションにあわせて複眼の構成を点検するものとする。また、システム系統や撮像素子等についても異常がないかを確認するものとする。

第29条 （GNSS/IMU 装置）

GNSS/IMU 装置の性能は、次のとおりとする。

項目		性能（精度）
GNSS	位置	0.3m
	高さ	0.3m

	取得間隔	1 秒
IMU	ローリング角	0.015 度
	ピッチング角	0.015 度
	ヘディング角	0.035 度
	取得間隔	0.016 秒以内

- (1) GNSS 受信アンテナは、航空機の頂部に確実に固定できること。
- (2) GNSS 受信機は、2 周波で搬送波位相データを 1 秒以下の間隔で取得できること。
- (3) IMU は、センサ部の 3 軸の傾き及び加速度を計測できること。
- (4) IMU は、航空カメラ本体に取り付けできること。
- (5) キネマティック GNSS 解析ソフトウェアは、次のものを有するものを標準とする。
 - (ア)キネマティック GNSS 解析にて基線ベクトル解析ができること。
 - (イ)解析結果の評価項目を表示できること。
- (6) 最適軌跡解析ソフトウェアは、次のものを有するものを標準とする。
 - (ア)空中写真の露出された位置及び傾きが算出できること。
 - (イ)解析結果の評価項目を表示できること。

2. GNSS/IMU 装置は、ボアサイトキャリブレーションを実施したものを用い、キャリブレーションの有効期間は 6 ヶ月とする。ただし、この期間にレンズの取り外し等が行われた場合には、再度キャリブレーションを行うものとする。

第 6 章 撮影に関する留意事項

第30条 (撮影期日)

撮影期日は、令和 9 年 1 月 1 日を標準とし、前年 11 月より撮影計画を練り、天候等の状況を踏まえ、12 月中旬より撮影を開始できるよう、事前に必要な準備を行うものとする。時間(時期)は航空機の運行に支障のない視程状況であり、かつ太陽による影が長くならない時間帯(正午を中心に概ね前後 2 時間以内)に行うこと。

2. GNSS 衛星の配置が良好な時に行うものとし、撮影時の GNSS 衛星の数は、5 個以上を標準とする。
3. 雲、煙、霧及びハレーションの影響が少ないよう撮影するものとする。

第31条 (撮影飛行)

撮影飛行に関しては、下記の事項を考慮して行うものとする。

- (1) 撮影飛行は、水平飛行とし、計画撮影高度及び計画撮影コースを保持するものとする。
- (2) 撮影前後に整数値バイアス決定及び IMU ドリフト初期化のための飛行を行うものとする。

- (3) 計画撮影高度に対するずれは、計画対地高度の5%以内とする。
- (4) 航空カメラの傾きは、鉛直方向とし、大幅な傾きが起きないように撮影するものとする。
- (5) 等速直線飛行は、進入を含めて概ね15分以内とし、これを超える場合は適宜IMU初期化飛行を実施するものとする。
- (6) 地上で初期化を行う場合は、航空機をGPS受信波のマルチパスとなる反射源から離して駐機するものとする。

第32条 (露出時間)

航空カメラの露出時間は、飛行速度、使用フィルム(撮像素子)、フィルター、計画撮影高度等を考慮して、画像が十分鮮明に取得できるよう適切に定めるものとする。

第33条 (航空カメラの使用)

同一区域内の撮影は、原則として、同一航空カメラで行うものとする。なお、やむを得ず他の航空カメラを使用する場合は、同一コースは同一航空カメラを使用するものとする。

第 7 章 航空写真画像(簡易オルソ画像)データ作成

第34条 (要 旨)

本業務は、デジタル航空カメラにより撮影された中心投影画像データを、電子計算機を用いて正射投影画像に変換し、簡易オルソ画像を作成するものとする。

第35条 (同時調整)

同時調整は、航空機に搭載されたGNSS/IMUの観測データと地上の標定点測量の成果を用いて調整計算を行い、撮影時の写真主点の三次元座標(XYZ)と三軸の傾き(ω ϕ κ)を算出するものとする。

第36条 (簡易オルソ画像作成)

簡易オルソ画像作成は、前条までに得られた空中写真成果等を利用して現況の状況をGISシステム上で確認するために、撮影終了後速やか(概ね1週間程度)に自動処理オルソ画像を作成し納品するものとする。なおモザイク処理は行わないものとする。

第 8 章 成果品

第37条 (成果品)

成果品は下記のとおりとする。

デジタル航空写真撮影

- | | |
|-----------------------------|----|
| (1) 数値写真 (TIFF形式、ハードディスク格納) | 1式 |
| (2) 撮影標定図 (PDF形式) | 1式 |

(3) 撮影記録簿	1 式
(4) 精度管理表 (撮影コース別、GNSS/IMU 計算、同時調整)	1 式
(5) 品質評価書	1 式
(6) 標定点成果	1 式
(7) 同時調整成果	1 式
(8) 簡易オルソ画像 (自動処理オルソ) (JPG 形式、TIFF 形式)	1 式

第38条 (成果品の保管)

本業務の成果品のうち、甲の指示するものについては、乙において責任を持って無償で保管するものとし、甲の指示があった場合は、速やかに提出するものとする。

第 9 章 疑義の質問

第39条 (疑義の質問について)

入札者は、見積期間中に、仕様書等において疑義のある場合は、関係職員の説明を求めることができる。質問事項は文書で担当課長あて提出すること。

締切日は入札日 (入札日は含まない。) より 5 日前 (ただし、締切日が土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号) に規定する休日になる場合はその前日とする。) の 17 時までとする。

なお、質問事項の回答については、質問者に文書にて回答するとともに、和歌山市ホームページ入札・契約情報画面において公開するものとする。

業 務 委 託 契 約 書

和歌山市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、和歌山市固定資産航空写真撮影等業務について、次のとおり委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（委託業務）

第1条 甲は和歌山市固定資産航空写真撮影等業務（以下「委託業務」という。）の履行を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、契約日から令和9年2月5日までとする。

（委託業務の履行方法）

第3条 乙は、別紙仕様書の内容に従って委託業務を履行しなければならない。

（委託金）

第4条 委託金の額は、円（うち消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡等により承継させてはならない。ただし、委託業務の一部の履行についてあらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託等の禁止）

第6条 乙は、業務委託の全部又は一部の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の一部の履行について、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（委託業務の調査等）

第7条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の履行状況について調査を行い、若しくは乙に対して報告を求め、又は乙に対して委託業務の履行に関して必要な指示を与えることができる。

（業務内容の変更等）

第8条 甲は、必要がある場合は、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託金額又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

2 甲は、前項の場合において、乙が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償金の額は、甲乙協議して定める。

（契約期間の延長）

第9条 乙は、その責めに帰することができない理由その他正当な理由により契約期間内に委託業務を完了することができないときは、甲に対して遅滞なくその理由を明らかにした書面により契約期間の延長を求めることができる。この場合において、延長日数は、甲乙協議して書面により定めるものとする。

（損害の負担）

第10条 委託業務の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下この項において同じ。）は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき理由により生じた損害は、甲が負担する。この場合において、甲が負担すべき額は、甲乙協議して定める。

2 甲は、委託業務の履行に関して発生した事故により乙の従業員が受けた損害については、一切の責任を負わないものとする。

(履行遅滞に係わる損害金等)

第11条 甲は、乙の責めに帰する理由により契約期間内に委託業務を完了することができない場合において、契約期間後相当の期間内に完了する見込みのあるときは、乙から損害金を徴収して契約期間を延長することができる。

2 前項の損害金の額は、契約金額につき、遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額とする。

(検査及び引渡し)

第12条 乙は、委託業務を完了したときは、遅滞なく、甲が定める方式により甲に通知し、検査を受けなければならない。

2 乙は、前項の検査の結果、補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、補正完了後、甲に通知して再検査を受けなければならない。

3 乙は、検査に合格したときは、遅滞なく成果品を甲に引き渡すものとする。

(委託金の支払)

第13条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、甲に対して、委託金の支払いを請求するものとする。

2 甲は、前項の支払い請求を受けたときは、その日から30日以内に委託金を乙に支払わなければならない。

3 乙は、甲の責めに帰すべき理由により前項の規定による委託金の支払が遅れたときは、未受領金額につき、その遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(甲の解除権)

第14条 甲は、乙の債務不履行の場合によるほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) その責めに帰すべき理由により、契約期間中委託業務を継続して履行できる見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 理由のいかんを問わず、契約に違反したとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。賠償額は甲乙協議して定めるものとする。

3 前項の損害賠償は、甲が乙に対し、委託金額の100分の10に相当する違約金の請求を妨げないものとする。

4 甲は、第1項の規定により契約を解除した場合、委託業務の既履行部分について確認の上、その部分に相応する委託金を乙に支払わなければならない。

(契約の解除)

第15条 甲は、必要があるときは契約を解除することができる。

2 第8条第2項及び前条第4項の規定は、前条の規定により契約を解除した場合に準用する。

(暴力団等排除に係る解除)

第16条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙の役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはそ

の者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）

(2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。

(3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（談合等不正行為に係る甲の解除）

第17条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は直ちにこの契約を解除することができる。ただし、その事由が甲の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

(1) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

(3) 公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「契約者等」という。）に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものをいい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものをいう。次号において同じ。）を行った場合において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(4) 排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、乙に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。）に入札等（見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(5) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）がこの契約に関し行った行為について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいずれか多い額を甲に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（乙の解除権）

第18条 乙は、甲の債務不履行による場合のほか、次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 第8条第1項の規定により委託業務の内容を変更したため委託金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第8条第1項の規定による委託業務の一時中止期間が契約期間の10分の5を超えたとき。

2 第14条第4項の規定は、前項の規定により契約を解除された場合に準用する。

（乙の不完全履行責任）

第19条 甲は、第12条の規定による検査後であっても、乙が不完全な履行を行った場合には、乙に補修させることができる。

2 甲は、前項の補修に代え、又はその補修とともに損害賠償を乙に請求することができる。

（賠償金等の徴収）

第20条 甲は、乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲が乙に支払うべき委託金と相殺し、なお不足のあるときは追徴する。

（秘密の保持等）

第21条 乙は、委託業務を履行する際に知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 乙は、その委託業務に従事する者が委託業務を履行する際に知り得た秘密を漏らさないよう指導しなければならない。

3 乙は、乙又は乙の委託業務に従事した者が秘密を漏らしたため、甲が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。

4 乙は、成果品（委託業務の履行過程において作成した記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

（個人情報取扱特記事項の遵守）

第22条 乙は、委託業務の履行に当たっては、別記の個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

2 甲は、乙が前項の規定に違反して個人情報の取扱いをしていると認めたときは、乙の名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者並びに当該違反事実の公表をすることができる。

(和歌山市情報セキュリティポリシーの遵守)

第23条 乙は、委託業務の履行に当たり、和歌山市情報セキュリティポリシー（以下「ポリシー」という。）を遵守しなければならない。

2 乙は、この契約による事務を履行するに当たり、ポリシーで規定する重要情報資産（以下「重要情報資産」という。）を取り扱う際には、当該情報が個人情報に該当しない場合においても、個人情報と見なして前条第1項に規定する別記の個人情報取扱特記事項を遵守すること。

3 甲は、乙が第1項及び前項の規定に違反して重要情報資産（公文書に記載された情報又は情報を管理する情報システム）の取扱いをしていると認めたときは、前条第2項の規定を準用する。

(合意管轄)

第24条 この契約に関し、甲乙間に訴訟の必要が生じた場合、甲を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(補則)

第25条 この契約に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 和歌山市七番丁23番地
和歌山市
和歌山市長

乙

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 この契約により、和歌山市（以下「甲」という。）から事務の委託を受けたもの（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律その他個人情報に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(従事者等の明確化)

第2 乙は、この契約に係る事務の管理責任者及び事務に従事する者（以下「この契約に係る事務に従事する者等」という。）並びにこの契約に係る個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を明確にし、甲から求めがあったときは、甲に報告しなければならない。

(適正な管理)

第3 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の取扱いをこの契約に係る事務に従事する者等に限定し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) この契約に係る事務を処理するために甲から貸与を受けた、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（以下「個人情報が記録された資料等」という。）について、甲から求めがあったときは、記録を作成すること。
- (2) 個人情報が記録された資料等は、この契約に係る事務に従事する者等以外の者が利用できないよう、施錠等管理すること。
- (3) その他個人情報の管理のために必要な措置を講じること。

(教育の義務)

第4 乙は、この契約に係る事務に従事する者等に対し、この特記事項の遵守に必要なこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用されること等個人情報の保護に関して必要な教育を行わなければならない。

(秘密の保持)

第5 乙は、この契約に係る事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(受託目的以外の利用等の禁止)

第6 乙は、この契約に係る個人情報を当該事務以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(持ち出しの禁止)

第8 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、作業場所から個人情報を持ち出してはならない。ただし、業務上、やむを得ず、持ち出しするときは、甲の承認を得た上で、書面に記録するものとする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による事務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合は、この限りではない。その際は、乙の責任において、再委託者にこの特記事項の規定を遵守させなければならない。

2 前項の規定は、再委託者が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

(資料等の返還又は廃棄)

第10 乙は、個人情報記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後速やかに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

なお、甲の指示により、個人情報記録された資料等を廃棄する場合は、復元可能な方法で確実に廃棄処分を行い、その結果を書面により証明しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第11 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報の管理状況の履行について書面で報告を求めると及び乙の作業場所への立入調査ができるものとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(事故発生時の報告義務)

第12 乙は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故が生じた場合に備え、甲に対し、速やかに報告できる緊急時の連絡体制を整備しなければならない。また、事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(1) 直ちに被害を最小限に抑えるための措置を講じ、甲に報告すること。

(2) 当該事故の原因を分析すること。

(3) 甲の求めに応じて、当該事故の再発防止策を実施すること。

(4) 甲の求めに応じて、当該事故の記録を書面で提出すること。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第13 乙は、この契約に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事態が発生した場合において、その責に帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。また、甲は、必要に応じ、乙の名称、所在地及び代表者並びに当該事故の事実を公表できるものとする。